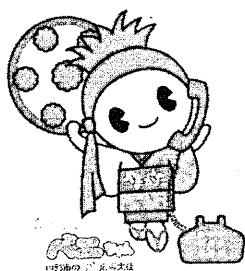


【事例1】母が友人に勧められて高額なマットレスを購入し、マルチ組織にも加入したようだ。やめさせたいがどうしたらよいか。

【事例2】大学生の息子が友人に誘われ投資の契約をした。会員を増やすよう勧められている。対処方法を知りたい。

消費者庁のイラストを加工

## 人を紹介すれば報酬が得られる！？ マルチ商法的勧誘に注意！！



### ここが重要ベニ！！

- マルチ商法とは、商品・サービスを契約し、次は自分がその商品・サービスの勧誘者となって報酬（紹介料）などを得る商法です。
- 若者の間では、暗号資産（仮想通貨）や海外事業者等への投資など、具体的な商品がない「モノなしマルチ」の相談が増えています。
- 勧誘を断りきれずに契約をしたが、説明されたように稼げないうえに解約や返金の交渉が難しいというケースがみられます。親しい人や仲間からの誘いは断りにくいものですが、断る勇気も必要です。自身も友人を勧誘することにより、その人との関係を壊してしまうこともあります。
- マルチ商法の契約は、契約書面を受け取った日から20日以内に書面で通知すれば、契約の解除（クーリング・オフ）をすることができます。
- 困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日(月・祝休館) 午前9時～午後5時

相談専用電話

023-647-2211

いやや  
188

又は 消費者ホットライン